

長 期

群馬例規第23号(教)

令和2年7月20日

各 所 属 長 殿

群馬県警察本部長

群馬県警察術科訓練実施要綱の制定について(例規通達)

この度、別添のとおり群馬県警察術科訓練実施要綱を制定したから、運用上誤りのない  
ようにされたい。

なお、群馬県警察の術科指導体制に関する要綱の制定について(昭和57年群馬例規第  
21号)は、廃止する。

## 別添

### 群馬県警察術科訓練実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、群馬県警察教養規則施行細則（平成14年群馬県警察本部訓令甲第3号）に基づき、群馬県警察の柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法、総合対処法、救急法及び体育（以下「術科」という。）の訓練（以下「術科訓練」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 指導体制

##### 1 総括術科訓練指導責任者

- (1) 警察本部（以下「本部」という。）に総括術科訓練指導責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、群馬県警察全体の術科訓練を総括するとともに、必要により、各所属の訓練状況を視察し、督励するものとする。

##### 2 術科訓練指導責任者

- (1) 本部に術科訓練指導責任者（以下「指導責任者」という。）を置き、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）をもって充てる。
- (2) 指導責任者は、術科訓練の指導体制を整備した上、群馬県警察全体の術科訓練が効率的かつ効果的に行われるように努めるものとする。

##### 3 術科訓練実施責任者

- (1) 本部及び警察署（以下「署」という。）に術科訓練実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、本部にあつては教養課長を、署にあつては警察署長（以下「署長」という。）をもって充てる。
- (2) 実施責任者は、年間術科訓練計画を作成した上、これに基づき、術科訓練を実施するとともに、次の事項を推進するものとする。

ア 訓練環境の整備、訓練参加気運の醸成等

イ 職員の術科技能の向上

ウ その他術科訓練の推進に関する事項

##### 4 術科訓練実施担当者

- (1) 本部及び署に術科訓練実施担当者（以下「実施担当者」という。）を置き、本部にあつては警務部教養課の次席を、署にあつては副署長をもって充てる。
- (2) 実施担当者は、実施責任者を補佐し、恒常的かつ効果的な術科訓練を実施するものとする。

##### 5 術科訓練推進責任者

- (1) 本部の各所属に術科訓練推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、当該所属の長をもって充てる。
- (2) 推進責任者は、次の事項に努めるものとする。
  - ア 訓練環境の整備、訓練参加気運の醸成等
  - イ 職員の術科技能の向上
  - ウ 所属独自の術科訓練の実施
  - エ その他術科訓練の推進に関する事項
- (3) 地域部機動警ら隊、刑事部機動捜査隊、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、警備部機動隊及び警察学校（以下「学校」という。）については、術科訓練の重点所属とし、当該所属の推進責任者（以下「重点所属推進責任者」という。）は、前記（2）の規定による任務について、特に配意するものとする。

## 6 術科訓練推進担当者

- (1) 本部の各所属に術科訓練推進担当者（以下「推進担当者」という。）を置き、当該所属の次席（副隊長（部の附置機関に限る。）及び副校長を含む。）をもって充てる。
- (2) 推進担当者は、推進責任者を補佐するものとする。

## 7 術科訓練指導者

- (1) 本部、前記5の（3）の規定による重点所属（以下「重点所属」という。）及び署に術科訓練指導者（以下「訓練指導者」という。）を置き、第3の3の規定により指名された者とする。
- (2) 訓練指導者は、実施責任者又は重点所属推進責任者の命を受け、その担当する術科について、職員の訓練指導に当たり、その技術の向上に努めるとともに、術科訓練に際しては、実践的かつ効果的な指導、安全管理の推進及び受傷事故の防止に努めるものとする。
- (3) 訓練指導者は、自己の職責を自覚し、常に技術の研さん向上を図るとともに、人格の陶冶に努めなければならない。

## 第3 訓練指導者の運用

### 1 配置

- (1) 訓練指導者は、術科の種目ごとに1人置くものとする。
- (2) 訓練指導者は、必要により、1種目2人以上とし、又は1人に2種目以上の指導を担当させることができる。

### 2 名称及び呼称

- (1) 訓練指導者の名称は、柔道及び剣道にあつては首席師範、師範、副師範、教師、

助教又は助手とし、逮捕術、拳銃操法、総合対処法、救急法及び体育にあつては術科指導者、術科指導員又は指導補助員とする。

(2) 訓練指導者の呼称は、名称に群馬県警察を冠するものとする。

### 3 指名

(1) 本部の訓練指導者（以下「本部訓練指導者」という。）は、別表の基準に従って指導責任者が指名するものとする。

(2) 署又は重点所属の訓練指導者（以下「所属訓練指導者」という。）は、別表の基準に従って署の実施責任者又は重点所属推進責任者（以下「署実施責任者等」という。）が指導責任者と協議した上、指名するものとする。

(3) 署実施責任者等は、1種目に1人以上の別表の基準を満たす所属訓練指導者を指名した場合において、さらに1人を指名するとき又は別表の基準を満たす者がいない場合は、指導責任者と協議した上、所属訓練指導者として適性があると認められる者を柔道及び剣道にあつては助手として、逮捕術、拳銃操法、総合対処法、救急法及び体育にあつては指導補助員として指名することができる。

### 4 指名の解除

(1) 指導責任者は、本部訓練指導者が次のいずれかに該当することになった場合は、その指名を解除するものとする。

ア 傷病等により指導に従事することができなくなった場合

イ その他指名換を行う必要がある場合

(2) 署実施責任者等は、所属訓練指導者が前記（1）のア又はイに該当することになった場合は、指導責任者と協議した上、その指名を解除するものとする。

(3) 訓練指導者が、他の所属に配置換となった場合は、その指名を解除されたものとする。

(4) 指導責任者又は署実施責任者等は、指名の解除により、訓練指導者が欠けた場合は、新たに訓練指導者を指名するものとする。

### 5 指名又は指名の解除の手続

指導責任者又は署実施責任者等は、前記3の規定による指名又は前記4の（1）若しくは（2）の規定による指名の解除をしようとする場合は、群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令（平成23年群馬県警察本部訓令甲第10号）に規定する適用業務の術科管理機能（以下「術科管理機能」という。）に、当該指名をしようとする者又は指名を解除しようとする者に係る事項を登録するものとする。

### 6 派遣

(1) 実施責任者又は推進責任者は、効果的に術科訓練を実施するため、必要がある場

合は、指導責任者に本部訓練指導者の派遣を要請することができるものとする。

- (2) 指導責任者は、必要があると認めた場合は、本部訓練指導者を各所属へ派遣し、又は要請により巡回指導に当たらせるものとする。

#### 第4 年間術科訓練計画の作成

##### 1 本部の年間術科訓練計画

本部の実施責任者は、本部の年間術科訓練計画を作成した場合は、推進責任者に通知するものとする。

##### 2 署の年間術科訓練計画

署の実施責任者は、署の年間術科訓練計画を作成した場合は、術科管理機能に必要な事項を登録するものとする。

#### 第5 術科訓練推進上の留意事項

##### 1 警察官の意識改革

- (1) 実施責任者及び推進責任者は、警察官の職務執行をめぐる情勢や術科訓練の必要性を恒常的に教養することにより、意識改革を図り、職員が意欲的に術科訓練に参加するように努めるものとする。

- (2) 実施責任者及び推進責任者は、術科訓練を活性化する上で、幹部の姿勢が重要であることから、実施担当者、推進担当者その他の幹部職員及び訓練指導者に対する指導を強化するものとする。

##### 2 計画的かつ弾力的な実施

術科訓練は、年間術科訓練計画に基づき、原則として勤務時間内に実施させるものとする。ただし、術科訓練を中断しなければならない事案等が生じた場合は、訓練時期等を変更するなど弾力的に実施するものとする。

##### 3 術科訓練日の指定

実施責任者は、術科訓練を計画的かつ継続的に実施し、効果的に術科技能の充実及び向上を図るため、定期招集等の機会をとらえるなどして、毎月1回以上術科訓練日を指定するとともに、夏季、冬季等における集中的な術科訓練も実施するものとする。

##### 4 術科訓練の個別化及び段階的实施

術科訓練は、警察官個々の年齢、体力及び技能のレベルに応じて個別的かつ段階的に実施するものとする。この場合において、健康上、激しい運動が行えない者については、軽度な運動から行わせるなど配慮するものとする。

##### 5 自主的な術科訓練の奨励

実施責任者及び推進責任者は、職員の自主的な術科訓練及び段級位の取得を積極的に奨励するものとする。

## 6 安全管理の徹底

術科訓練の実施に当たっては、別に定めるところにより、安全管理の推進に努めるものとする。

## 7 訓練内容

術科訓練を行うに当たっては、必ず訓練指導者の指導の下で行うものとし、種目ごとに別に定める訓練内容を行うものとする。

## 第6 教養

指導責任者は、訓練指導者に対する教養及び巡回指導を行うものとする。

## 第7 推進状況の確認等

### 1 確認

指導責任者は、訓練指導者の配置状況、署の年間術科計画その他術科訓練の推進状況について、術科管理機能により確認するとともに、署の実施責任者及び推進責任者に対し必要な指導・助言を行うものとする。

### 2 報告

指導責任者は、前記1の規定により確認した事項等について、総括責任者に報告するものとする。

別表（第3関係）

(1) 首席師範、師範、副師範、教師及び助教指名資格基準

名称	段位	術科指導力	術科教養歴	術科履修歴	年齢
首席師範	柔道又は剣道7段以上	師範として5年以上の指導歴を有する者又はこれに準ずる指導歴を有すると認められる者であって、人格、識見及び技能に優れた指導力を有する警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員	警察大学校術科指導者養成課程を卒業した者又はこれと同等以上の教養を受けたと認められる者	柔道又は剣道の修業歴20年以上である者	45歳以上
師範	柔道又は剣道6段以上	副師範として3年以上の指導歴を有する者又はこれに準ずる指導歴を有すると認められる者であって、術科に関する高度の知識技能を有し指導力に優れた警部若しくは警部補の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員	同上	柔道又は剣道の修業歴15年以上である者	35歳以上
副師範	柔道又は剣道5段以上	教師として3年以上の指導歴を有する者又はこれに準ずる指導歴を有すると認められる者であって、指導者として適格性を有する警部補の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員	警察大学校若しくは管区警察学校の術科中堅指導者養成課程を卒業した者若しくはこれと同等以上の教養を受けたと認められる者又は柔道若しくは剣道の群馬県警察術科特別訓練員として5年以上指名された者	柔道又は剣道の修業歴10年以上である者	30歳以上
教師	柔道又は剣道4段以上	訓練指導者として適格性を有すると認められる警部補若しくは巡査部長の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員	訓練指導者として必要な教養を受けた者又はこれと同等以上の教養を受けたと認められる者	柔道又は剣道の修業歴5年以上である者	25歳以上
助教	柔道又は剣道3段以上	術科訓練指導の補助者として適格性を有すると認められる巡査部長若しくは巡査の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員	同上	同上	同上

(2) 術科指導者及び術科指導員指名資格基準

名称 種目	術科指導者	術科指導員
逮捕術	逮捕術技能検定上級で実力を有し、かつ、逮捕術の術科指導者専科等を修了するなど指導能力に優れた巡査部長以上の階級にある警察官若しくはこれに相当する一般職員又は逮捕術の群馬県警察術科特別訓練員として2年以上指名された者	逮捕術技能検定中級以上で実力を有し、かつ、指導能力に優れた巡査部長以上の階級にある警察官
拳銃操法	拳銃操法技能検定上級で実力を有し、かつ、拳銃指導者養成専科等を修了するなど指導能力に優れた巡査部長以上の階級にある警察官又は拳銃射撃の群馬県警察術科特別訓練員として5年以上指名された者	拳銃操法技能検定上級で実力を有し、かつ、指導能力に優れた巡査部長以上の階級にある警察官
総合対処法	柔道若しくは剣道の首席師範、師範若しくは副師範又は逮捕術若しくは拳銃操法の術科指導者に指名された者	柔道若しくは剣道の教師若しくは助教又は逮捕術若しくは拳銃操法の術科指導員に指名された者
救急法	救急法技能検定上級で実力を有し、かつ、指導能力に優れた警察官又は一般職員	救急法技能の実力を有し、かつ、指導能力に優れた警察官
体育	体育に関して専門的知識を有し、かつ、体育指導者養成専科等を修了するなど指導能力に優れた巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員	体育に関する知識を有する巡査部長以上の階級にある警察官